

岩手県収用委員会告示第1号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成25年2月26日

岩手県収用委員会

会長 八木橋 伸之

1(1) 起業者の名称 国土交通大臣

(2) 事業の種類 高速自動車国道東北横断自動車道釜石秋田線新設工事（岩手県遠野市綾織町下綾織31地割地内から同市綾織町下綾織35地割地内まで）

(3) 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

土地の所在	地番	地目	土地登記簿の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	実地の状況	備考
岩手県遠野市綾織町下綾織31地割	19番	墓地	13㎡	13.06㎡	13.06㎡	墓地	1 別図に赤色で表示する部分 2 共有持分72分の3

(4) 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所	備考
甲斐 フミ子	神奈川県相模原市南区新戸5264番地3	持分72分の1
松川 睦子	岩手県大船渡市三陸町吉浜字千歳243番地2	持分72分の1
佐々木 勝	岩手県遠野市綾織町下綾織31地割105番地	持分72分の1

(5) 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
佐々木 勝	岩手県遠野市綾織町下綾織31地割105番地	墓地使用权

(6) 裁決手続の開始を決定した年月日 平成25年2月18日

2(1) 起業者の名称 国土交通大臣

(2) 事業の種類 高速自動車国道東北横断自動車道釜石秋田線新設工事（岩手県遠野市綾織町下綾織31地割地内から同市綾織町下綾織35地割地内まで）

(3) 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

土地の所在	地番	地目	土地登記簿の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	実地の状況	備考
岩手県遠野市綾織町下綾織31地割	219番	用悪水路	10㎡	10.88㎡	10.88㎡	墓地	別図に赤色で表示する部分

(4) 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
遠野市	遠野市東館町8番12号

(5) 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
佐々木 勝	岩手県遠野市綾織町下綾織31地割105番地	墓地使用权

(6) 裁決手続の開始を決定した年月日 平成25年2月18日

備考 「別図」は、省略し、岩手県収用委員会事務局に備えておいて縦覧に供する。